

習志野市液状化対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災からの復旧・復興に際して、公共施設と宅地との一体的な液状化対策等により、大地震時等における地盤の液状化による被害を抑制するために必要な計画（以下「液状化対策事業計画」という。）の策定にあたり、第三者の意見を求めるため、習志野市液状化対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱における主な用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 道路、公園、下水道、水路及び学校等の公共の用に供する施設をいう。
- (2) 宅地 建築物、工作物又はその他の施設の敷地で公共施設の用に供するもの以外のものをいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、東北地方太平洋沖地震に起因する地盤の液状化により著しい被害を被った地域における公共施設と宅地との一体的な液状化対策等（以下「液状化対策」という。）を推進するため、次に掲げる事項を審議し、意見の具申を行うものとする。

- (1) 地盤の液状化の発生原因及び地盤の現状に関すること。
- (2) 液状化対策に係る工法に関すること。
- (3) 液状化対策事業計画に関すること。
- (4) その他液状化対策に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政の職にある者

(任期)

第5条 委員の任期は、本市が液状化対策事業計画の策定を完了させるまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員長が会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者等の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者等を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市整備部市街地整備課において行う。

(補則)

第10条 第7条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成25年 1月15日から施行する。

改正 平成25年 4月 1日